

# 桜川市病院事業運営評価委員会の概要

## 1 設置目的

市は、公の施設（さくらがわ地域医療センター）での市民サービスが適正かを把握し、その内容を市民に対し説明する責任を有している。

指定管理者による病院の管理運営が適正に実施されているかモニタリングを実施し、併せて外部有識者による評価を取り入れ、必要に応じて改善に向けた助言又は指示を行うことにより病院の管理の適正を期することとする。

## 2 モニタリングの定義

さくらがわ地域医療センターにおける指定管理者による施設の管理運営について、法令条例等及び協定書、仕様書、事業計画書に基づき適正なサービスが提供されているかを各種報告書、実地調査等により確認することにより、管理運営実績の評価を行うことをいう。

## 3 モニタリングの対象

さくらがわ地域医療センターの指定管理者

## 4 評価の実施（評価委員会の所掌事務）

### 【前提条件】

評価は、桜川市病院事業モニタリング実施要領（仮）及び評価シート（仮）により評価する。

### 【モニタリングの流れと所掌事務】

